

電子記録債権の買取サービスのご案内

◆でんさいネット^(※)の「電子記録債権」を買い取ります

<メリット>

1. 電子記録債権の早期資金化

でんさいネット上で電子記録債権を弊社へ譲渡いただければ、最短 4 営業日後に、貴社へ譲渡代金（手数料控除後）をお支払いします。

2. お手続きの簡素化

貴社と弊社で電子記録債権の買取契約締結後、でんさいネット上で譲渡手続きをしていただくのみです。

売掛債権の譲渡のような通知・承諾手続きは必要ありません。

3. 回収リスクの回避

販売先様への回収リスクは弊社が負担します。

弊社が買い取った後、貴社へ買い戻しは請求しません。

※株式会社全銀電子債権ネットワークの通称

【買取サービスの流れ】

① 電子記録債権の発生



② 電子記録債権の譲渡（電子記録債権の買取契約締結後）



③ 買取代金のお支払い（譲渡後最短 4 営業日後にお支払い）



■ ご注意

- ▶ 買取契約締結の前に、貴社のお取引銀行へでんさいネットのご利用お申し込みが必要です。
- ▶ でんさいネットのご利用やお手続きなどは、貴社のお取引銀行にお問い合わせください。
- ▶ 対象となる債権は、でんさいネット上の法人向けの電子記録債権のみであり、かつ、個人事業主向けの電子記録債権は対象外です。

■ Q&A

Q. 「でんさいネット」以外の電子記録債権は買い取りの対象ですか？

A. 対象ではありません。「でんさいネット」に記録された電子記録債権のみが対象です。

Q. 「でんさいネット」の利用はどこで申し込みができますか？

A. 貴社のお取引金融機関からお申し込みができます。

Q. 「でんさいネット」の情報は誰でも閲覧できますか？

A. できません。電子記録債権の利害関係者（債務者/最終債権者/保証人）だけが開示請求し閲覧できます。

利害関係者(債務者/最終債権者/保証人) ※1			
発生記録	○	保証記録	○
分割記録	○	支払等記録	○
中間の譲渡記録	×	変更記録	△ ※2
最新の譲渡記録	○	差押え等の記録	○

※1:公開されている情報から、弊社が独自に作成したものです。

※2:中間の譲渡記録に関する変更記録は×

Q. 買い取りの対象となる債権について教えてください

A. 上場企業、その子会社、及び財務諸表を入手できる法人向けの電子記録債権が対象です。

Q. 買い取りの対象となる債権の金額に下限はありますか？

A. 発行企業 1 社につき 10 百万円以上を目安とします。

Q. 個人事業主向けの電子記録債権は買い取りの対象ですか？

A. 個人事業主向けの電子記録債権は対象ではありません。

■ お取り引きに際して

- ▶ 審査の結果、ご要望にお応えできないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ▶ 法務・税務・会計のお取り扱いは、専門家とご協議のうえ、貴社にてご判断いただきますようお願いいたします。
- ▶ 本書は信頼できる公開情報に基づいて作成したのですが、正確性を表明するものではありません。

お問い合わせ先

オリックス株式会社 広域事業部

TEL: 043-351-8070 (受付時間 9:00~17:00 平日のみ)

FAX: 043-272-5184 電子メールアドレス: kouiki_biz@orix.jp